

【別紙様式】

<p>国立市は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。</p>			
事業名	地域交通施策事業		
総事業費 (千円)	40,489千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	40,489千円
事業概要	<p>目的 新型コロナウイルス感染症の影響による利用者減で採算が悪化しているコミュニティバス及びワゴンによる地域交通施策事業について、その継続を図り、地域交通施策事業の縮小・廃止等による国立市民への悪影響を回避する。</p> <p>交付金を充当する経費・算定根拠 運行経費補助金：2事業者、40,489千円 (40,489千円の内訳) ・コミュニティバス運行分(立川バス㈱) 30,905千円 ・コミュニティワゴン運行分(銀星交通(有)) 9,584千円</p> <p>交付対象 1) 交付対象者 ・コミュニティバス運行事業を実施する者(立川バス㈱)1者 ・コミュニティワゴン運行事業を実施する者(銀星交通(有))1者 2) 交付対象者の選定理由・選定方法 コミュニティバス及びコミュニティワゴン運行事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で採算が悪化しているが、それぞれ代替事業は存在せず、事業の縮小、廃止等は、国立市民の生活に悪影響を及ぼすため、コミュニティバス及びコミュニティワゴン運行事業の唯一の実施主体である立川バス㈱及び銀星交通(有)を交付対象者として、補助金を交付する。</p> <p>期待される効果 新型コロナウイルス感染症の影響下においても、地域交通施策事業の継続が図られることにより、国立市民の誰もが安全安心に市内を移動できるための交通機会を確保できる。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応(経済対策)との関係	<p>コミュニティバス及びコミュニティワゴン運行事業者を交付対象者として支援金を交付し、地域交通施策事業の継続を支援する本事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		